

2017年度第2回 日本学連幹事会 資料

開催日時：2017年(平成29年)9月30日(土曜日) 14:00~21:30

開催会場：三重県伊賀市 青山ホール

議事録作成者：広報部長 坂野 翔哉（東京理科大学）、広報部員 山川登（東京大学）

議題

- | | |
|-------------------|---|
| 1.新歓フライヤー作成について | 資料1：新歓フライヤーの報告書 |
| 2.加盟校基準について | 資料2：加盟登録に関する規約の改正提案
資料3：学連収入における加盟登録費の割合 |
| 3.インカレリレー特例措置について | 資料4：インカレリレー特例措置ガイドライン |
| 4.春インカレについて | 資料5：実行委員会からの報告 |
| 5.全日本大会について | |
| 6.コントローラ講習会 | |
| 7.事業計画について | 資料6：山川さんからの現状報告 |
| 8.技術委員会の今後について | |
| 9.インカレスプリント会計について | |
| 10.学連発足35周年に向けて | |
| 11.賛助会員について | |
| 12.後援大会について | |
| 13.メーリスについて | |
| 14.学連内部の取り決めについて | |
| 15.後援大会について | |
| 16.理事会報告 | |
| 17.各部局活動報告 | |
| 18.地区学連活動報告 | |
| 19.次回幹事会について | |

目次

資料1.....	2
資料2.....	8
資料3.....	14
資料4.....	15
資料5.....	16
資料6.....	18

資料 1

新歓フライヤーの報告書

2017年度 日本学連普及部長 東北大学3年 白井沙耶香

○アンケートからわかったこと

オリエンの団体に入る新入生をもし、オリエンの競技自体に惹かれる人とオリエンの団体の雰囲気惹かれた人の二つのタイプがいるとすれば、前者の層を取り込むフライヤーとして非常に効果的でした。カラーで新入生の目を引くデザインで競技内容が分かりやすくまとめられていたためです。来年もお願いしたいと多くの声が寄せられています。ただ、このチラシだけでは興味を持った人が各大学のオリエン団体に連絡する方法がないため、次年度以降、部の連絡先をかく欄があると部とのコンタクトがよりとりやすくなるとの意見をいただきました。また、配るチラシではなく競技自体を説明する資料として用いた団体もあり、様々な使われ方があるようです

以下、詳しいアンケート結果です。

○新歓パンフレット送付部数実績

部数は木村佳司様を送ってくださった、4/10のメールを参考にさせていただいております。

東京大学	2,500
広島大学	1,000
京都大学	5,000
神戸大学	2,000
東北大学	2,000
大阪大学	2,000
北海道大学	2,000
宮城学院女子大学	1,000
筑波大学	1,000
早稲田大学	1,000
金沢工業大学	1,000
新潟大学	1,000
名古屋大学	1,000
椋山女学園大学	800
岩手大学・岩手県立大学	500
東京工業大学	500
KOLC	500
千葉大学	500
奈良女子大学	500
静岡大学	500
岡山大学	200
金沢大学	1,000

○フライヤー到着予定日

到着予定日

3月27日	東京大学	2,500	
3月27日	広島大学	1,000	
3月30日	京都大学	5,000	
3月30日	神戸大学	2,000	
3月30日	東北大学	2,000	
3月30日	大阪大学	2,000	
3月31日	北海道大学	2,000	
3月30日	宮城学院女子大学		1,000
3月30日	筑波大学	1,000	
3月30日	早稲田大学	1,000	
3月30日	金沢工業大学	1,000	
3月30日	新潟大学	1,000	
3月30日	名古屋大学	1,000	
3月30日	椛山女学園大学	800	
3月30日	岩手大学・岩手県立大学		500
3月30日	東京工業大学	500	
3月30日	KOLC	500	
3月30日	千葉大学	500	
3月30日	奈良女子大学	500	
3月30日	静岡大学	500	
3月30日	岡山大学	200	

○アンケート実施に関して

以下のような内容でアンケートを実施いたしました。

- ・実際は配布した新歓フライヤーの部数
→実際に配布できたのか（新歓で配るパンフは大学の認定パンフに限定しているところがあるとのことだったので）、送付した部数に対してどのくらい配布したのか知るため
- ・パンフレットの活用方法を教えてください。
→いつ、だれを対象に、どのように活用したかを知るため。活用方法が分かれば、よりそれに特化した内容を記載できると思ったため。（例えば、対象が新入生なら→ご入学おめでとうございます、といったフレーズを入れられる等）
- ・新歓フライヤーの効果について
→費用対効果をみるため。
- ・来年も使用したいか
→来年続けるかどうかのひとつの指標となると考えたため
- ・フライヤーに関する意見、感想
→フライヤーに関する率直な意見が知りたかったため

○アンケート結果

1. アンケートに回答校

回答率：95.2% (20/21)

岡山、大阪、東京、京都、金沢、広島、静岡、北海道、東北、梶山、慶應、相模、東工、筑波、名古屋、宮学、
金沢工業、岩県、神戸、奈良女子、千葉、新潟
大学公認のビラでなくて配布できなかった大学
岡山、(筑波←単体で×)

2. 配布実績

岡山：50~100/200 (実際配った枚数/送付された枚数)

大阪：1500/2000

東京：1500/2500

京都：5000/5000

金沢：800/1000

広島：1000/1000

静岡：約 500/500

北海道：2000/2000

東北：1900/2000

梶山：800/800

東工：500/500

筑波：(大学公認のビラとセットで) 500/1000

名古屋：1000/1000

宮学：700/1000

金工：約 200/1000

岩県：100/500

神戸：1000/2000

奈良女子：500/500

千葉：約 50/500

新潟：1000/1000

3. ビラの対象者

大半は新入生対象。

新入生：岡山、大阪、東京、京都、金沢、広島、静岡、北海道、東北、梶山、東工、筑波、名古屋、岩県、奈良女子、千葉、新潟

2年生以上：金工、神戸

その他：4年生以外 (宮学)

4. 配布をはじめた時期

東工大がもう少し早く発送してほしいと回答。

東工到着予定日：3/30 配布日：4/1

発送日はおおむね問題はないが、事前にアンケートして速くほしいところを優先的に送ってもいいのかもしれない。

3/09：京都（←多分 4/9 のうち間違い）

3/28：金沢

3/29：東京

4/1：岡山、北海道、東工

4/2：広島

4/3：岩県

4/4：金工

4/5：東北、名古屋、宮学、新潟

4/8：大阪、梶山、筑波

4/10：奈良女子

5、配布した場所

大半がキャンパス内。

キャンパス内：大阪、東京、金沢、広島、静岡、北海道、梶山、東工、筑波、宮学、金工、岩県、神戸、奈良女子、千葉、新潟

説明会：

新歓でオリエンを体験した場所：岡山

入学式の会場：東北、名古屋

その他：全て（京都）

6、配布のしかた

大半が手渡し。

手渡し：岡山、大阪、東京、金沢、広島、静岡、北海道、東北、梶山、東工、筑波、名古屋、宮学、金工、岩県、神戸、奈良女子、千葉、新潟

机の上：

掲示板にはる：

その他：全て（京都）

7、チラシの役立ち、効果

あり：岡山、大阪、東京、京都、金沢、広島、静岡、北海道、東北、梶山、東工、名古屋、宮学、金工、岩県、神戸、奈良女子、千葉、新潟

カラーで新入生の目を引く、競技内容が分かりやすくまとめられていてオリエンテーリングは何かを説明、新入生が知る上で役に立つという意見が大半。

以下、各大学の意見（一部要約）

内容が分かりやすくまとめてあった（岡山）

カラーで見やすいため（東京）

両面カラーでインパクトが強く、オリエンテーリングの説明もわかりやすく興味をひくものだったから。（京都）
興味を持たせるようなカラーのビラであったため。（金沢）

チラシがカラーや紙質などのクオリティが高く、目立っていたため興味を持ってくれる人が多かったと思う。(広島)

自分たちで作成したものより都ともわかりやすく、カラー刷りのため新入生も受け取りやすかったため。(静岡)
絵がよく競技の説明もあり興味を持ってくれたため。(北海道)

他の部のものと比べて綺麗で新入生の目を引いたため。(東北)

カラーであり目につきやすく、また競技内容がわかりやすく記載されているため。(梶山)

大学自体のビラではオリエンテーリングという競技の説明をだいぶ簡略化しているのでオリエンテーリング自体の説明をしている今回のビラは新入生にきちんと説明する上でとても役に立ちました。(東工)

色彩が鮮やかで印象に残りやすいので(名古屋)

新入生以外の入部希望者が複数名いたから(宮学)

ビラを見て説明を聞きにいた人がいたため(金工)

オリエンテーリングの知ってもらひつようがある競技自体が分かりやすくのっていたから(神戸)

説明が分かりやすく簡単だったから(奈良女子)

新入生がオリエンテーリングとは何かを知る上で効果的だったから(千葉)

なし：筑波

オリエンテーリング自体の認知は得られてもこのビラだけでは部へのコンタクトの手段がないため、「新歓」への効果は小さかった。

8、来年も使いたいかな

ほとんどの大学が来年度も使いたいと回答。

はい：岡山、大阪、東京、京都、金沢、広島、静岡、北海道、東北、梶山、東工、名古屋、宮学、金工、岩県、神戸、奈良女子、千葉、新潟

いいえ：筑波

9、チラシに関する意見、感想

○プラスの意見

次年度以降もお願いしたいという意見が大半。以下、各大学の意見。

大変わかりやすい内容でしたので、来年以降もよろしくお願いします。(岡山)

クラブで作成したチラシと併せて配ることにより大変多くの新入生に興味を持ってもらい、体験会等に来ていただきました。実際、新入生からも印象に残ったという声も聞きました。今回は素晴らしいチラシを無償でいただき、大変感謝しています。(京都)

大変役に立ちました。ありがとうございます。(広島)

新歓期にとってもありがたいチラシなので、是非来年もお願いしたいです。(静岡)

綺麗で新入生の目を引きやすく、オリエンテーリングの内容もわかりやすく書かれていて、新歓に最適でした。(東北)

ぜひ来年も活用したいと思います。よろしくお願いします。(梶山)

両面カラーで目を引いた。次年度以降もお願いしたい。(神戸)

○こうしてほしいという意見

オリエンを知る上では最適だが、新歓のチラシとしては不十分。部とのコンタクト方法として具体的には部の連

絡先を載せる欄がほしいと複数寄せられた。

以下、各大学の意見。(一部要約)

視覚的にもっと印象の強いチラシであればよかった。できればクラブ名と連絡先をかくスペースがほしかった。

(大阪)

B5 だといいかもしれません。(東京)

とても良いチラシだったとおもいます。来年もあるのであればもう少し早い段階で発送していただけると嬉しいです。(東工)

どうにかして各大学の部へのコンタクトをとれるような仕様にできれば「新歓」に使えるものになるのでは。もしくはオリエンテーリングの楽しさを最前面に押し出すものとして使うのなら、各部の新歓のチラシの補助的な役割を担えるかもしれません。(筑波)

部の連絡先を入れる欄がほしいです。(名古屋)

オリエンテーリングの魅力が伝わりにくく感じる(金工)

活動団体がどういうところかに関するビラではないから新歓のビラとしては使わなかったがオリエンの説明を新入生に説明するときには重宝した。使い分けが重要だと思った。(千葉)

10、大学公認のビラでなかったために配布できなかった大学

少ないため、別途対応ができるようであれば以下の仕様のビラを送付をお願いしたいです。

公認ビラにとして配布できる時期とサイズ

3/20 A4 片面印刷(岡山)

許可印が必要なため、単体で配ることが困難(筑波)

資料 2

加盟登録に関する規約の改正の提案

日本学連事務局長 吉澤佳奈

今年度より「学連登録データベース」を導入した学連加盟登録を開始しました。各学校渉外が直接加盟員の情報をシステムに登録できるようになったことで、今まで事務局員が手入力で行っていた「加盟員名簿から加盟登録システムに情報をコピーする」作業がなくなりました。それに伴い、学連加盟登録の手順が変わり規約と噛み合わない部分が出てきました。そのためこの度、加盟に関する規約の改正を提案します。

大きな違いは「加盟員名簿」の動きにあります。今までは「加盟員名簿」が加盟校→地区学連→日本学連と送られてくることで、学連加盟登録が行われていました。しかし今年度からは、加盟校が情報を入力→日本学連が登録を承認→地区学連が「加盟員名簿」をダウンロードとなりました。そのため、規約でも加盟登録に必要と明記されていた「加盟員名簿」の動きが無くなり、締め切りなど、噛み合わない点が出てきてしまいました。

現在の日本学連規約、各地区学連規約を見たところ、「規約の章として存在する「加盟員名簿」の扱い」が規約改正において重要になると考えました。最後に現在の規約と具体的な改正案を記しましたが

主な変更点は、

- ・学連規約登録データベースへの情報の登録は6月10日まで

とした点です。学連登録手続きの締め切り自体は6月30日まで（前年度のJOA競技者登録が6月いっぱい有効なため）のため、①加盟校からの情報入力の締め切りを設け②事務局で承認作業をし③地区学連が名簿で加盟員を確認し次第6月30日までに加盟料を日本学連に納入する、という流れがスムーズに行くよう設定してみました。

<問題点>

- ・情報登録の締め切りを6月10日までとした場合、継続登録で漏れる可能性はあるか？
- ・そもそも…

日本学連規約では「加盟登録データベース」などの細かい設定をせずに、「加盟登録の締め切りは6月30日まで」として、毎年5月ごろにMLで配布する「加盟登録の手引き」で細かい締め切りを設定する方が今後の変動にも対応できるのではないかと。

どちらにせよ加盟員名簿の扱いについては見直しが必要なので、その点について考えていただければと思います。

以下に現在の規約と具体的な改正案を記しましたので、これを参考に規約改正について考えていただければと思います。

◆日本学生オリエンテーリング連盟規約

第3章 地区学連

(加盟者名簿)

第9条1 地区学連は、その加盟を認めた者につき、加盟者名簿を6月30日までに本連盟事務局に提出しなければならない。7月以降の加盟、並びに取り消しは、その都度通知しなければならない。但し年度途中の加盟は12月31日までを有効とする。

第9条2 加盟は、年度毎に更新されなければならない。

(加盟料の納入)

第10条1 地区学連は加盟校、準加盟校の加盟料を取りまとめ、毎年6月30日までに本連盟に納入しなければならない。

第10条2 すでに納めた加盟料は事情の如何にかかわらず、これを返還しない

第4章 加盟

(加盟)

第12条 各地区学連の加盟を以て、本連盟の加盟手続きもなされるものとする。

<改正案>

(加盟者名簿) ←名簿の提出過程がない

第9条

1 各加盟校は、その加盟を申請する者につき、競技者情報を6月10日までに学連登録データベースに登録しなければならない。7月以降の加盟、並びに取り消しは、その都度通知しなければならない。但し年度途中の加盟は12月31日までを有効とする。

第9条2 加盟は、年度毎に更新されなければならない。

(加盟料の納入)

第10条1 地区学連は加盟校、準加盟校の加盟料を取りまとめ、毎年6月30日までに本連盟に納入しなければならない。

第10条2 すでに納めた加盟料は事情の如何にかかわらず、これを返還しない

第4章 加盟

(加盟)

第12条 各地区学連の加盟を以て、本連盟の加盟手続きもなされるものとする。

◆北東学連規約

(加盟)

第8条 本連盟の加盟を認められた者は、加盟者名簿を6月30日までに本連盟事務局に提出しなければならない。7月1日以降、加盟・変更・取消があるときは、その都度通知しなければならない。ただし、年度中の加盟は12月31日までを有効とする。加盟は年度毎に更新されなければならない。

(加盟料の納入)

第9条 本連盟に加盟する者は、名簿提出の際に加盟料を納入しなければならない。すでに納めた加盟料は事情の如何にかかわらず、これを返還しない。

<改正案>

(加盟)

第8条 本連盟の加盟を認められた者は、競技者情報を6月10日までに学連登録データベースに登録しなければならない。7月1日以降、加盟・変更・取消があるときは、その都度通知しなければならない。ただし、年度中の加盟は12月31日までを有効とする。加盟は年度毎に更新されなければならない。

(加盟料の納入)

第9条 本連盟に加盟する者は、加盟料を納入しなければならない。すでに納めた加盟料は事情の如何にかかわらず、これを返還しない。

◆北信越学連規約

(加盟者名簿)

第8条 本連盟の加盟を認められた各大学は、加盟者名簿を6月10日までに本連盟事務局に提出しなければならない。6月11日以降の加盟、並びに取消はそのつど通知しなければならない。但し、年度途中の加盟は12月31日までを有効とする。加盟は年度毎に更新されなければならない。

(加盟料の納入)

第9条 本連盟に加盟する加盟校・準加盟校は加盟料を毎年6月20日までに本連盟事務局に納入しなければならない。すでに納めた加盟料は事情の如何にかかわらず、これを返還しない。

<改正案>

(加盟者名簿)

第8条 本連盟の加盟を認められた各大学は、競技者情報を6月10日までに学連登録データベースに登録しなければならない。6月11日以降の加盟、並びに取消はそのつど通知しなければならない。但し、年度途中の加盟は12月31日までを有効とする。加盟は年度毎に更新されなければならない。

(加盟料の納入)

第9条 本連盟に加盟する加盟校・準加盟校は加盟料を毎年6月20日までに本連盟事務局に納入しなければならない。すでに納めた加盟料は事情の如何にかかわらず、これを返還しない。

◆関東学連規約

(加盟者名簿)

第8条

1 本連盟の加盟(準加盟)を認められた各大学は、加盟者名簿を6月第三土曜日までに本連盟事務局に提出しなければならない。これ以降の加盟並びに取消はその都度通知しなければならない。ただし、年度途中の加盟は12月31日までとする。

2 加盟は年度毎に更新されなければならない。

(加盟料の納入)

第9条

1 本連盟に加盟する加盟(準加盟)を認められた各大学は、6月第三土曜日までに加盟料を本連盟に納入しなければならない。ただし、第8条第1項に定めるところにより、これ以降に加盟手続きを行う者はその際に併せて加盟料を納入しなければならない。

2 前項に定めた本連盟の加盟料納入の際に併せて日本学連の加盟料も本連盟に納入しなければならない。

3 すでに納めた加盟料は事情の如何にかかわらず、これを返還しない。

<改正案>

（加盟者名簿）

第8条

- 1 本連盟の加盟（準加盟）を認められた各大学は、競技者情報を6月10日までに学連登録データベースに登録しなければならない。これ以降の加盟並びに取消はその都度通知しなければならない。ただし、年度途中の加盟は12月31日までとする。
- 2 加盟は年度毎に更新されなければならない。

（加盟料の納入）

第9条

- 1 本連盟に加盟する加盟（準加盟）を認められた各大学は、6月第三土曜日までに加盟料を本連盟に納入しなければならない。ただし、第8条第1項に定めるところにより、これ以降に加盟手続きを行う者はその際に併せて加盟料を納入しなければならない。
- 2 前項に定めた本連盟の加盟料納入の際に併せて日本学連の加盟料も本連盟に納入しなければならない。
- 3 すでに納めた加盟料は事情の如何にかかわらず、これを返還しない。

◆東海学連規約

（加盟）

第十一条 加盟は年度毎に更新されなければならない。本連盟に加盟を更新する者は、六月三十日までに加盟手続きをしなければならない。加盟校が、更新時に第八条第一項を満たさない時は、準加盟校として更新する。第二項の手続きを怠った時は、脱退とする。

（加盟料の納入）

第十二条 本連盟に加盟する者は、加盟手続きの際に加盟料を納入しなければならない。すでに納めた加盟料は、事情の如何にかかわらずこれを返却しない。

（登録者名簿）

第4部 規約・規定集

第十三条 本連盟に加盟する者は、加盟手続きの際に登録者名簿を提出しなければならない。登録者名簿の記載事項に変更、追加、取消がある時は、名簿を提出した者はその都度変更、追加、取消をおこなわなければならない。追加、取消はその年度の十二月三十一日までしか認めない。

<改正案>

（加盟）

第十一条 加盟は年度毎に更新されなければならない。本連盟に加盟を更新する者は、六月三十日までに加盟手続きをしなければならない。加盟校が、更新時に第八条第一項を満たさない時は、準加盟校として更新する。第二項の手続きを怠った時は、脱退とする。

（加盟料の納入）

第十二条 本連盟に加盟する者は、加盟手続きの際に加盟料を納入しなければならない。すでに納めた加盟料は、事情の如何にかかわらずこれを返却しない。

(登録者名簿)

第 4 部 規約・規定集

第十三条 本連盟に加盟する者は、加盟手続きの際に競技者情報を 6 月 10 日までに学連登録データベースに登録しなければならない。 学連登録データベースの記載事項に変更、追加、取消がある時は、名簿を提出した者はその都度変更、追加、取消をおこなわなければならない。追加、取消はその年度の十二月三十一日までしか認めない。

◆関西学連規約

(更新)

第 9 条

1. 加盟は年度毎に更新されなければならない。
2. 本連盟に加盟を更新するものは、6 月 30 日までに加盟手続きをしなければならない。
3. 加盟校が更新時に第 12 条 1 項を満たさないときは、準加盟校として更新する。
4. 第 2 項の手続きを怠った時は脱退とする。

(加盟料の納入)

第 10 条

1. 本連盟に加盟する者は加盟手続きの際に加盟料を納入しなければならない。
2. すでに納めた加盟料は事情の如何にかかわらず、これを返還しない。

(加盟者名簿)

第 11 条

1. 本連盟に加盟する者は加盟手続きの際に加盟者名簿を提出しなくてはならない。
2. 加盟者名簿の記載事項に変更・追加・取消があるときは、名簿を提出した者はその都度変更・追加・取消を行わなければならない。
3. 追加・取消はその年度の 12 月 31 日までしか認めない

<改正案>

(更新)

第 9 条

1. 加盟は年度毎に更新されなければならない。
2. 本連盟に加盟を更新するものは、6 月 30 日までに加盟手続きをしなければならない。
3. 加盟校が更新時に第 12 条 1 項を満たさないときは、準加盟校として更新する。
4. 第 2 項の手続きを怠った時は脱退とする。

(加盟料の納入)

第 10 条

1. 本連盟に加盟する者は加盟手続きの際に加盟料を納入しなければならない。
2. すでに納めた加盟料は事情の如何にかかわらず、これを返還しない。

(加盟者名簿)

第 11 条

1. 本連盟に加盟する者は加盟手続きの際に競技者情報を学連登録データベースに登録しなければならない。

2. 学連登録データベースの記載事項に変更・追加・取消があるときは、情報を登録した者はその都度変更・追加・取消を行わなければならない。
3. 追加・取消はその年度の 12 月 31 日までしか認めない。

◆中九四学連規約

(加盟員登録)

第 12 条

- 1.各加盟大学は加盟員名簿を 6 月 15 日 までに本連盟事務局へ提出しなければならない。それ以後の加盟、取り消しおよび変更はその都度通知しなければならない。ただし、年度途中の加盟は 12 月 31 日までとする。
- 2.加盟員登録は年度ごとに更新されなければならない。
- 3.本連盟の登録をもって、日本学連の登録もなされるものとする。

(加盟料の納入)

第 13 条

- 1.加盟校、準加盟校は加盟料を毎年 6 月 15 日までに本連盟事務局に納入しなければならない。
- 2.前項に定められた加盟料には、日本学連への加盟料も含まれるものとする。
- 3.すでに納入した加盟料は事情の如何にかかわらずこれを返還しない。

<改正案>

(加盟員登録)

第 12 条

- 1.各加盟大学は競技者情報を 6 月 10 日までに学連登録データベースに登録しなければならない。それ以後の加盟、取り消しおよび変更はその都度通知しなければならない。ただし、年度途中の加盟は 12 月 31 日までとする。
- 2.加盟員登録は年度ごとに更新されなければならない。
- 3.本連盟の登録をもって、日本学連の登録もなされるものとする。

(加盟料の納入)

第 13 条

- 1.加盟校、準加盟校は加盟料を毎年 6 月 15 日までに本連盟事務局に納入しなければならない。
- 2.前項に定められた加盟料には、日本学連への加盟料も含まれるものとする。
- 3.すでに納入した加盟料は事情の如何にかかわらずこれを返還しない。

資料 3

学連収入における加盟登録費の割合

日本学連事務局長 吉澤佳奈

2017年度	加盟金(円)※1	収入(円)※2	割合	
	個人① 2,532,000	8,500,000		
	加盟校 152,000			
	準加盟 7,000			
	加盟校費② 159,000			1.9%
	小計(①+②) 2,691,000			31.7%

※1.8/15までのデータ
 ※2.確実なデータ(2014,2015年度)の平均

2016年度	加盟金(円)	収入(円)※3	割合	
	個人 2,577,400	6,575,801		
	加盟校 152,000			
	準加盟 9,000			
	加盟校費 161,000			2.4%
	小計 2,738,400			41.6%

※3.決算前の収入、変化する可能性あり

2015年度	加盟金(円)	収入(円)	割合	
	個人 2,487,400	9,061,704		
	加盟校 132,000			
	準加盟 17,000			
	加盟校費 149,000			1.6%
	小計 2,636,400			29.1%

2014年度	加盟金(円)	収入(円)	割合	
	個人 2,459,600	8,079,822		
	加盟校 128,000			
	準加盟 19,000			
	加盟校費 147,000			1.8%
	小計 2,606,600			32.3%

資料 4

インカレリレー特例措置に関するガイドライン

0,ガイドライン設定の背景

元来、特例措置とは加盟人数が少ない大学にもインカレリレーの選手権クラスに出場する機会を与えるという普及目的で存在するものである。しかし学校対抗というインカレリレーの意義を守るためにも、ある程度の指標を設ける必要があることが提言された。

1,使用権利をもつ大学

- ・インカレリレーエントリーが性別ごとに2名以下の大学。
- ・同性3名以上の登録がある場合はいかなる場合にも認めることはできない。

2,表彰

- ・入賞タイム相当の記録が出た場合でも特例措置を使用したチームは参考記録とする。
- ・特別表彰、速報ボードへ花をつける演出をすることはしない。

3,注意点

この度の特例措置ガイドラインの設定はインカレの学校対抗の場を守れているかという問題から提言されたが、同時に各大学の更なる普及を促す目的で作成された。少人数で構成されている大学を制限するものではない。

2017,9,30

資料 5

春インカレ実行委員会からの報告

作成者 瀬川出

○春インカレ運営方針について（春インカレ実行委員長柳川様より）

1. 本大会運営方針について

(1) エントリーについて

- ・昨年度と同様、遅れエントリーを行いません。

(2) 開会式開催方法について

- ・例年通り金曜日に開催予定です。
- ・但し、施設への泥持込を防止するために、午前中での開催を検討しています。
- ・現在、泥持込により、日光市内で使える施設が激減しています。
本年度施設も閉鎖となる事態が発生した場合、日光市内で使用可能な施設が、事実上無くなります。
- ・本件は日光市内での永続的な大会開催(含練習会)を目的とした処置です。
ご理解の程、宜しくお願い申し上げます。

(3) 開会式会場施設への泥持込に対する処分について

- ・上記の状況を鑑み、施設への泥持込が発覚した場合、学校単位で厳重処分と致します。

(4) モデルイベントの開催方法について

- ・昨年度と同様、木曜日は行いません。
- ・金曜日のみの開催となります。

(5) リレーの運営方針について

- ・本年度のリレー特例措置については、学連方針を以て運営致します。
- ・二走のコース距離については、男女ともに一走、三走と同一と致します。

2. 学連幹事会でのご検討依頼内容について

(1) 上記インカレ実行委員会の検討事項についての質問事項・反対ご意見等ございましたら、ご集約願います。

(2) リレー特例措置についての方針が決定次第、速やかにご連絡願います。

○インカレ口座について（春インカレ実行委員小泉様より）

現状

- ・インカレスプリントはまだ浸透していなく、検討事項も多いため赤字となってしまう
 - ・日本学連としては「インカレ継続」を最優先とし、その赤字補填案の一つとして繰越金制度を考えている
- ※現状の会計は毎回学連からお金を貸し付けて、それを元手に運営ということになっている。ただ、「事前にテレインハントをしたい」「赤字補填のため資金の追加が必要」などのときに、別途申請して幹事会などの承認を得ている。これだと手続きが面倒なので、インカレ間でお金をやりくりできるようにすれば必要なときに必要なお金を使えるようになるのでは？という考え。
- ・具体的な方針については幹事会内で決めるが、細かい運用方法などについては運営者側が実際に決めた方が都合がいい。
 - ・ただ、方針を決めようにも実際に運営をしていない学生が決めてしまってもいいのか、という問題がある。運

當者の意見を聞きつつ話を進めていきたい。

提案

・現状インカレ運営時の口座は個人のものを使用している。インカレ専用口座を作り、それを引き継ぐというやり方をしても問題ないか。

・仮に「インカレ繰越金口座」を作ることになったとき、インカレ収益の管理口座と各インカレの際に使用する経費管理口座分けたいが問題ないか

(イメージとしては管理口座は学連会計が管理して、経費口座をそれぞれのインカレ会計が管理する感じ。お金を好きなタイミングで引き出せるというのは、学連の規約の意思決定の仕方の問題なので、そこをいじればこのような形も問題ないかと)

資料 6

山川さん現状報告

トレインの管理業者である山川さんからのメールを瀬川が要約したもの

「矢板塩田」

電話でも塩田公民館を山川が手配できるようにしました。

「矢板日新」

全日本後、一番精度的にも使えるトレインかと思います。これも日新グラウンド、中央高サッカーグラウンドの端っこ、電話で山川が渉外しますので必ず期限を守って申請してください。

「矢板山苗代」「番匠峰古墳」

点検して改定の必要性について情報を集積したいところですが前述のように山川の身辺変化で追いつきません。練習にはまだ大丈夫レベルだと思いますが、一応含み置きで利用して下さい。

「矢板山田」

全日本でクローズしましたが、継続してクローズしています。大規模な林道造成が入り全日本の長いコースでも使用をあきらめたものです、何らかの重要なレースの引き合いがあるまで、その大幅変化の改定内容を見せないためにずっとクローズのままとします。

「矢板幸岡」

あまりに現地変化が多いということで前回の改定からも時間がたっており、今般（本当は東工大大会要綱2と共にクローズアナウンスをする予定でしたが）この際、「矢板日新」の新規地図供用開始とバーターでクローズを宣言したいと思います。ここもしかるべき重要レースの引き合いがあるまでクローズします。

「矢板長井」

リザーブトレインです。練習・合宿には使えません。重要なレースの引き合いの際には相談して下さい。

「塩谷田所」「塩谷熊ノ木」 使えます。拠点は案内します。自然休養村内の公園部分のみ利用の際の交渉田所体育館の交渉も山川不在でも電話交渉で何とかします。

日光トレイン

「例幣使街道」のファミテックから遠いエリアで大幅変化あり、まだ調査追いついていなく、続行中。他は特にコメントないです。周知の通り。

ときわが 12 月 10 日ヤマカワハウス利用で外部公開イベントを不動（北）で行うとのことです。